

今月のお知らせ



6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

問合せ

大阪府商工労働部雇用推進室 ☎6210-9518

(6月14日(水)～16日(金)10:00～18:00)

✉rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

(Eメールでの相談受付は6月中随時)

国民健康保険料の決定通知書をお送りします

国民健康保険料の決定通知書と納付書を、6月中旬にお送りします。

年金からお支払いの方、口座振替によるお支払いの方は、決定通知書のみをお送りします。保険料は、年金からお支払いの方は年金支払い月に、口座振替・納付書でお支払いの方は6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。

なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免がで

きる場合があります。
※保険料の納付相談などにより、窓口の混雑が予想されますのであらかじめご了承ください。

問合せ

国民健康保険料のことは…

窓口サービス課保険年金グループ 窓口⑧番

☎6682-9956

国民健康保険料の減免のご相談は…

窓口サービス課保険管理グループ 窓口⑨番

☎6682-9946

介護保険利用者負担限度額認定及び 社会福祉法人等による利用者負担軽減 対象者確認申請について

介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証、及び社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日です。更新を希望される方は、6月30日までに申請を行ってください。

負担限度額認定については、平成28年度から、利用者負担段階2段階適用の要件に非課税年金収入額も勘案することとなり、『世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金額が80万円以下の方』が該当することになります。非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されておられる方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付してください。

判定要件は、本人及び配偶者とも市町村民税が非課税であることに加え、本人及び配偶者の預貯金等については、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は、2000万円以下であることとなりますので、本人及び配偶者の通帳等の写しが必要になります。

なお、銀行等への照会の結果、虚偽の申告であると判明した場合は、給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算金が課される場合があります。

また、社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者認定申請における判定要件は世帯の預貯金

等の額が単身で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下となっています。世帯の預貯金等の額を判定するため、世帯全員の通帳等の写しが必要になります。

★ご不明な点は下記問合せ先へお問い合わせください。

問合せ ⑧保健福祉課 窓口④番 ☎6682-9859

児童手当の現況届について

現在、児童手当・特例給付を受給されている方に「現況届」をお送りしますので、平成29年6月30日(金)までに下記担当まで必ずご提出ください。

この「現況届」の提出がない場合は、平成29年6月分以降の手当を受けることができなくなります。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問合せ

⑧保健福祉課 窓口③番 ☎6682-9857

平成29年度 個人市・府民税の納税 通知書を送付します

平成29年度の個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します。

なお、会社等にお勤めの方(給与所得者)には、勤務先を通じて税額決定通知書をお送りし、毎月の給与から個人市・府民税が差し引き(特別徴収)されます。

納期限	第1期…平成29年6月30日(金)
	第2期…平成29年8月31日(木)
	第3期…平成29年10月31日(火)
	第4期…平成30年1月31日(水)
	上記の納期限までに納めてください。納期限を過ぎると延滞金が生じる場合があります。

問合せ

あべの市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当) ☎4396-2953

※問合せ可能時間 平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00)

不法就労・不法滞在防止にご協力を!

来日外国人を雇用する際は、パスポートや在留カードの在留資格・在留期限の確認を徹底してください。

住之江警察署
☎6682-1234

子育て情報

子育て支援室の



子育てに関するご相談は、お気軽に子育て支援室をご利用ください

◎生活リズムをつくろう!

忙しい毎日、子どもの生活リズムを大人のペースに合わせようとしていませんか?特に忙しい朝。なかなか起きてくれなかったり、準備に時間がかかったりし「毎朝、大変!」という方も多いのではないですか?子どもの場合は、体は起きても脳が実際に目覚めるのには、1～1時間半程かかります。洗顔や着替え、そして、食事をとることでゆっくりと目覚めていくのです。

朝、起きられないのは「寝るのが遅いから」という話を聞きますが、寝る時間は、起床時間によって決まるといわれています。子どもを起こす時間を早めることは大人の準備にも関わることなので大変ですが、一度生活リズムを見直してみてもどうでしょう。子どもが早く寝てくれることで、ほっとするリフレッシュタイムができて「心の余裕」もできるかもしれませんよ。

問合せ ⑧保健福祉課 窓口③番
☎6682-9878・9880(子育て支援室)

子ども子育てプラザ

参加費無料&自由参加

◆外国にルーツを持つ児童への学習支援…6月10、17、24日、7月1日(土)16:00～17:00

◆すくすく成長測定の日～子どもの発達記録を残しましょう～

…6月17日(土)10:30～11:30

◆子育て何でも相談～助産師さんによる子育て相談～

…6月17日(土)10:30～11:30(受付は11:15まで)

◆児童「卓球教室」…6月17日(土)14:45～15:45

◆ブックスタート(電話で随時予約)…6月21日(水)10:30～11:00

◆おもちゃ病院(おもちゃドクターによるおもちゃの修理)

…6月25日(日)13:00～15:30(受付)

◆簡単工作「七夕飾り」…6月28日(水)10:00～11:30(受付は11:15まで)

◆絵本の読み聞かせ…7月6日(木)11:00～11:30

◆発達障がい家族の会…7月6日(木)13:30～15:00

要申込・定員あり(対象はお問合せください)

◆児童「エアホッケー大会」…6月10日(土)11:00～11:45 (無料) 20人

◆親子リトミック遊び…6月14日(水)11:00～11:45 (無料) 当日35組

◆親子エアロビクス…7月5日(水)11:00～11:45 (無料) 当日35組

★ふれあい遊び(電話予約可)…7月21日(金)10:30～11:30 (無料)

10組(初回優先)

★児童クッキング「手作りキーマカレーともちもちナンをつくろう」

…7月22日(土)13:30～15:00 150円 16人

★印の申込みは6月9日(金)9:30より子ども・子育てプラザで受付スタート!
有料の講座は材料費持参で申込みを!

申込み・問合せ 子ども子育てプラザ ☎・☎6674-5405
〒559-0006 浜口西3-4-22 月曜(7月21日)～8月31日までの間の月曜日
を除く・祝日(8月11日)は休館

住之江 子ども子育てプラザ 検索